



大崎市と宮城第一信用金庫との包括連携協定

大崎市（以下「甲」という。）と宮城第一信用金庫（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、地域社会の活性化と市民サービスの向上を推進するため、次のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）情報発信支援に関すること
- （2）金融教育に関すること
- （3）空き店舗活用に関すること
- （4）災害対応に関すること
- （5）関係人口創出に関すること

2 甲と乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組みを効果的に促進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙協議の上、取組みごとに別途取り決めるものとする。

3 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組みの一部を、乙の関係会社に実施させることができる。

（協定の有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。なお、有効期間満了の1カ月前までに、甲又は乙の書面による解約の申し出がなければ、同一内容で1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1カ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。



（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容について変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、その変更を行うこととする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示、漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（疑義の決定）

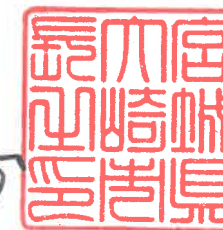
第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項につき疑義が生じたときは、甲乙誠意を持って協議し、これを取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を所持する。

令和 4年 3月 22日

甲 大崎市長

伊藤 康志



乙 宮城第一信用金庫

理事長

菅原 長男

